

今日の貧困と失業・半失業

—— 労働基準の視点から ——

伍 賀 一 道

目 次

はじめに

I 貧困論の展開

II 失業と貧困の論理

III 間接雇用と貧困

IV 「労働する権利」と「失業する権利」の保障

はじめに

いま、貧困の拡大が社会問題になっている。そのことは2009年10月、厚生労働省が初めて日本の相対的貧困率を公表したことにも示されている¹⁾。貧困が新たな局面を迎えた背景には過去10数年間の経済社会構造の変化があるが、さしあたりの理由として次の4点を指摘できよう。

第1に、働いているにもかかわらず生活保護水準以下の所得しか得ることができない層が、とくに男性や若年層にまで広がったことである。女性については、パートタイマーの時給に象徴されるように、従来より家計補助的賃金水準にとどめられていたが、さして問題とはされなかった。その背後には男性稼ぎ主モデルを前提とするジェンダーバイアスが存在していることは明らかである。

第2に、正規雇用の中にも低賃金層が広がり、非正規雇用との区別が不明確な層が出現していることである。従来は正社員であれば、家族の援助がなくても自立した生活が可能であったが、近年、それが不可能な低賃金正社員

が少なからず見られるようになった。他方、フルタイムで働いているにもかかわらず生活保護の給付水準以下の所得にとどまっている非正規雇用も増加している。両者は重なり合って存在している。

第3に、2008年暮れから09年初頭にかけて取り組まれた「年越し派遣村」(東京日比谷公園)が示したように、非正規雇用に対する解雇、雇い止め(「派遣切り」「非正規雇用切り」)が住居の喪失、さらには生命の危機に直結する事態をもたらしていることである。

第4に、貧困の当事者(ワーキングプア)がその打開を求めて立ち上がったことも貧困を社会問題、政治問題に押し上げるうえで大きな力となった。当事者を支える労働組合や種々の社会的組織(反貧困ネットワークなど)、さらにこれを積極的に報じたジャーナリストやマスコミの役割も大きい(伍賀2010a)。

こうした貧困をめぐる日本の現状は、戦後史のなかでどのように位置づけられるだろうか。まず、この点の検討からはじめよう。

I 貧困論の展開

(1) 貧困化論争

第2次大戦の敗戦直後は国民の大多数が飢餓的状况にあり、明々白々たる貧困状態が日常化していた。貧困をめぐる論争が活発化したのは1950年代半ばになってからである。1955年、政府と経済界は共同して日本生産性本部を設立し、生産性向上運動の推進を提起した。こうした状況を背景に、資本主義のもとでの生産性の上昇や経済成長は労働者状態を改善し、貧困の除去につながるか否かをめぐって論争が活発化した。いわゆる「貧困化論争」である。この論争は、貧困化の本質をどのように定義するか、貧困化の不可避性を規定する資本主義の経済法則をどのように理解するかなどをめぐって、もっぱらマルクス経済学の論者のなかで1960年代前半頃まで繰り返された(井村1958, 金子1963)。

このころまで貧困は日本社会の随所に見ることができた²⁾。また労働行政においても、臨時工や社外工、日雇い労働者などを不安定雇用と捉え、解消

すべき雇用形態という認識を示していたが³⁾、こうした状況は高度成長が持続するにもなって変化していった。

(2) 貧困論の変遷, 不安定就業をめぐる対抗

1960年代をとおして年平均10%を超える経済成長率を背景に、実質賃金が上昇し、国民の消費水準も上昇した。1960年代末から70年代にかけての時期は、国民のなかに消費を自己目的とする生活態度を生み出した点でも重要である。「豊かな消費生活」への欲求は、高度成長期において、春闘による大企業男性正社員を起点とする賃金上昇、割賦販売の利用、さらに世帯員(とりわけ妻)の追加就業などによって次第に満たされるようになった。

高度成長が終焉した1970年代前半には公害や都市問題という「現代的貧困」に関心が移り(宮本 1976)、所得水準とかかわる貧困現象への社会的関心は後退した。しかし、高度成長を経た時点においても日本社会において「失業と貧困」が解決したわけでは決してなかった。1970年代から90年代にかけて、マルクスの相対的過剰人口(産業予備軍)論をベースにおいて、社会階層分析(低所得層＝不安定就業層)の視点から貧困の存在を探求したのが江口英一、加藤佑治らであった(江口 1979・1980a・1980b; 加藤 1991)⁴⁾。貧困は資本主義経済機構のなかで形成され、社会階層として存在していることを実証研究によって明らかにした。失業と貧困に対する人々の関心が後退し、豊かな消費生活の実現へ関心が移った時代に、「低所得階層」の比重が全階層の20%をはるかに上回る事実(1972年実施の東京都中野区における調査)を示したことは注目すべきことである(江口・川上 2009)。

パートタイマーや派遣労働者など非正規雇用の増加が顕著になったのは1990年代に入ってからである。当時の非正規雇用の主役は女性パートで、彼女たちの大半は家計の主たる担い手でなかった。このため、その労働条件の低さは社会問題とはならなかった。次第に数を増す非正規雇用をめぐる、学界は「雇用形態の多様化」あるいは「自由な働き方」として肯定的に捉える見解と、不安定就業の現代的形態と捉える見解に二分された。労働者派遣法の改正をめぐる今日の論争に見られるように⁵⁾、非正規雇用に関する見解の対立は今なお続いている。

(3) 「失業と貧困」の時代を迎えて

小泉・安倍政権による構造改革政策の推進や、グローバル経済下の国際的
低価格競争を背景に、再び「失業と貧困」が社会全体を覆う時代を迎えている。
ただし、貧困のとらえ方、とりわけ失業と貧困の関連についての見解は論者
によって異なる。たとえば岩田正美氏は次のように述べている。

「日本ではマルクス主義の貧困化法則論の影響も強くあったせいか、とりわ
け労働問題や社会階層の下で貧困が議論されてきた経緯がある。今日でも非
正規労働と貧困とのストレートな結びつけでワーキングプアの議論がなされ
ている。そうした場合貧困はその原因としての失業や不安定就労問題それ自
体に収斂される傾向があり、そうだとすると特に貧困を議論する必然性がな
くなってしまふのである。」(岩田 2008：16ページ)

では、「貧困」と「失業、不安定就業問題」とはいかなる関係にあるのだろうか。
失業や不安定就労は貧困の原因ではあるが、貧困それ自体ではないのだろうか。

たしかに貧困の形態は多様である。それゆえ、失業や不安定就労問題を論
じるだけでは現代の貧困を解明したことにはならない。しかし、現代の貧困
にとって失業や不安定就労問題が深く関わっていることもまた明白な事実で
あり、これらを抜きに貧困を論じることはできない。

以下では、失業・半失業と貧困を生み出す経済的仕組みを『資本論』の相対
的過剰人口論をふまえて考察する。相対的過剰人口の創出と就業人口との関
わりの理論展開で着目するのは「労働基準」についてである。つづいて、労働
基準を「労働時間や働き方の安全・ゆとり」および「雇用の安定、賃金・所得水
準」の二次元に分け、そのなかに今日の雇用と働き方・働かせ方を位置づけよ
う。これをとおして今日の失業・半失業と貧困、正規雇用と非正規雇用の関
係を立体的に捉えたい。

II 失業と貧困の論理

(1) 失業、貧困と労働基準

ところで「貧困」とはどのような状態を言うのだろうか。本稿ではさしあた
り、「物質的、文化的、精神的側面にわたって人間としての尊厳が奪われてい

る状態」と考えておきたい。もちろん、貧困は抽象的概念ではなく、日々の労働と生活の場において具体的形態をとって発現している。貧困を生み出す要因は多数あるとはいえ、資本主義経済の基底で作用しているのは資本蓄積の機構である。その機構は労働力を相対的に過剰化する仕組みを内包しており、過剰化された労働人口は顕在的失業者あるいは不安定就業労働者の形態をとって顕現する。

資本主義社会において、労働者は自己の労働力を商品として販売する以外に所得を得ることは不可能であるため、ひとたび失業状態に陥ると国家などによる失業者救済の諸施策が講じられない限り、生存の危機にまで及ぶ。失業は人間の尊厳が奪われた状態そのものである。

他方、就業機会を得ることができたとしても、そのことが貧困からの解放に直結するわけではない。マルクスは『資本論』(第1部第23章)のなかで、「一方の極における富の蓄積は、同時に、その対極における、すなわち自分自身の生産物を資本として生産する階級の側における、貧困、労働苦、奴隷状態、無知、野蛮化、および道徳的墮落の蓄積である」(*Das Kapital*, Bd.1, Dietz Verlag, 1965, S.675 / 邦訳, 新日本出版社版, 第1巻, 1108ページ)と述べたが、これは失業者(相対的過剰人口)のみならず、就業している労働者についてもあてはまる特徴として指摘したものである。人間の尊厳に反する働き方を余儀なくされている労働者は今日の日本においてもけっして少なくはない。

本来、労働は人間としてのアイデンティティの確立に深くかかわっており、人間発達の条件でもある。長期間にわたって失業や半失業状態にとめおかれることはまさに人間としての尊厳が奪われている状態にほかならない。それは貧困そのものである。

ただし、ここで急いで付け加えなければならないことは、労働がある一定水準を超えて、あるいは非人間的な形態で労働者に強制されるならば、それは苦役に転化するということである。それは貧困の要因や、貧困そのものにもなる。それゆえ、労働時間を一定限度内に制限し、自由時間(生活時間)を確保するとともに、労働者が安全な環境で働ける条件を確保するために労働基準を設定することは労働者にとって決定的な意義をもつ。

ここでいう「労働基準」とは、原理的には労働者が使用者の指揮・命令のもとで行う労働の支出量と労働の形態を定めた基準であり、労働者にたいする

使用者の指揮・命令権への制約を意味する。労働基準は、具体的には、労働時間の上限設定、深夜労働・最低賃金・雇用形態の規制など多岐にわたっている。それゆえ、この労働基準をどのような水準で設定するか、その適用範囲をどのように定めるかによって、就労形態が左右される。

労働基準には法制度(工場法、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法など)によるものと、労使の自主的交渉(団体交渉)をふまえて労働協約の形態をとるものに分かれる。労働基準の内容とレベル如何によって労働は人間発達

の基盤にも、貧困の要因にもなる。

(2) 相対的過剰人口と労働基準

『資本論』における相対的過剰人口創出の論理をめぐることは、これまで多くの論者によって議論されてきた⁶⁾。労働基準に関わって小論で注目したいのは『資本論』第1部第23章第3節「相対的過剰人口または産業予備軍の累進的生産」において、労働力供給への資本の作用について論じた箇所である(Ebenda, S.664-670 / 前掲訳書, 1092~1100ページ)。

労働市場において需要(資本蓄積)と供給(労働者人口)は相互に独立した関係にはない。資本は労働市場の需要面だけでなく供給面にも同時に作用しており、資本蓄積はそれ自身のなかに労働供給の限界を打破する機構を具えている。

第1に、技術革新をともなう労働生産性の上昇は、労働需要を相対的に減少させるとともに、労働者の入れ替えを急速にすすめる。資本は相対的に高賃金の男子熟練労働者を労働過程から追い出し、かわりに女性や若年労働者を労働過程に引き入れる。

第2に、相対的過剰人口が就業労働者にたいして加える圧力の作用がある。相対的過剰人口の圧力にたいする歯止めがなければ、就業労働者一人当たりが支出する労働量が増大するため、労働需要が増加しても労働者にたいする雇用増となって現れる時点が先に引き伸ばされる。それゆえ、可変資本の増大と就業労働者数の増加とは一致しない。このように、その時代および社会における労働支出のあり方に関する労働基準がどのように設定されているかが相対的過剰人口の形成に大きく関わっている。

労働基準(たとえば工場法や労働基準法)が未確立の社会では、労働時間の

延長や労働強度の極大化が野放しにされているため、資本の大きさと比べた就業労働者数は少なく、その分だけ相対的過剰人口は増加する。逆に過剰人口の圧力によって就業労働者の過度労働をさらに強めるという相互促進関係が形成されている⁷⁾。過度労働を規制し、労働基準を確立することは働きすぎ社会を規制するためのみならず、失業問題の改善にとっても不可欠の課題である⁸⁾。

(3) 雇用と働き方・働かせ方の基準

そこで、今日の労働基準をより具体的次元で考えてみよう。図1は、横軸に「労働時間や働き方の安全・ゆとり」を、縦軸には「雇用の安定、賃金・所得水準」を取り、この二次元のなかで労働基準を捉えたものである。「雇用の安定」と「賃金・所得水準」とは同一ではないため、正確には三次元で捉えるべきだが、図示する都合上、あえて二次元とした。

この図において、「労働時間や働き方の安全・ゆとり」に関わる労働基準が右方向に設定されるか、あるいは左方に設定されるかによって、ゆとりある働き方が可能か、それとも過労死のリスクの高い働き方が拡大するかが左右されることになる。

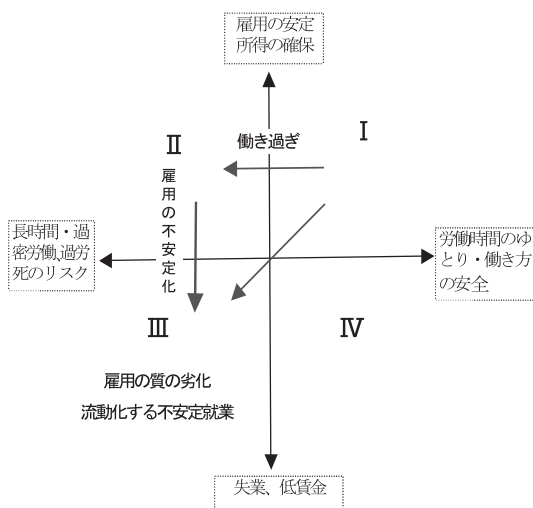


図1 雇用と働き方・働かせ方の基準

「雇用の安定」にかかわる労働基準とは、たとえば派遣労働や有期雇用を禁止ないし制限するか、それとも自由化するかに関わる。「賃金・所得水準」の労働基準は周知のごとく最低賃金制である。「雇用の安定、賃金・所得水準」の軸の上方に基準が設定されるならば、低賃金・不安定雇用の存在領域は縮小されるであろう。これらの基準の組み合わせ如何によって雇用と働き方が規定される。

1990年代半ば以降の労働分野の規制緩和政策(たとえば、労働者派遣法改正による労働者派遣事業の自由化、有期労働契約の規制緩和など)によって、第1象限から第2象限・第3象限へ、また第2象限から第3象限への移動が加速された。基幹的正社員の長時間過密労働が高まるにつれて、職場における正規雇用の人数は抑制され、失業者や非正規雇用が増加した。他方、第3象限の雇用と働かせ方(不安定就労)の増加は正社員に対して過度労働を強いることになる。つまり第1象限から第2象限への移動を加速する。こうして、相対的に高所得の正規労働者も、細切れる雇用を強いられている低賃金・非正規雇用も、「雇用と働き方・働かせ方」の視点から見れば共に困難な状況に置かれている。両者は対立的関係ではなく、「メダルの表と裏の関係」にある(伍賀 2010a: 34ページ)。

逆に、失業、半失業(不安定就労)を減らす観点に立つても労働基準の役割は大きい。図1において、労働基準を上方および右方に設定することができれば、まず半失業を縮小できる。それは顕在的失業者の増加をもたらすおそれがあるが、他方、労働時間短縮によって雇用機会が増加する可能性も生まれる(ワークシェアリング)。

なお、顕在的失業者が増加するよりも不安定就業の増加の方がより好ましい状態であるとは言えない。IV節で述べるように、追求すべきは、失業者と就業者の区分を明確にして、失業と就業との中間形態にある不安定就業を縮小し、失業者には生活保障を(「失業する権利」)、就業者には人間の尊厳に値する労働条件を確保すること(「労働する権利」)である。

(4) 雇用と働き方・働かせ方の構図

図2は今日の代表的な雇用の類型について、特に社会問題となっている働

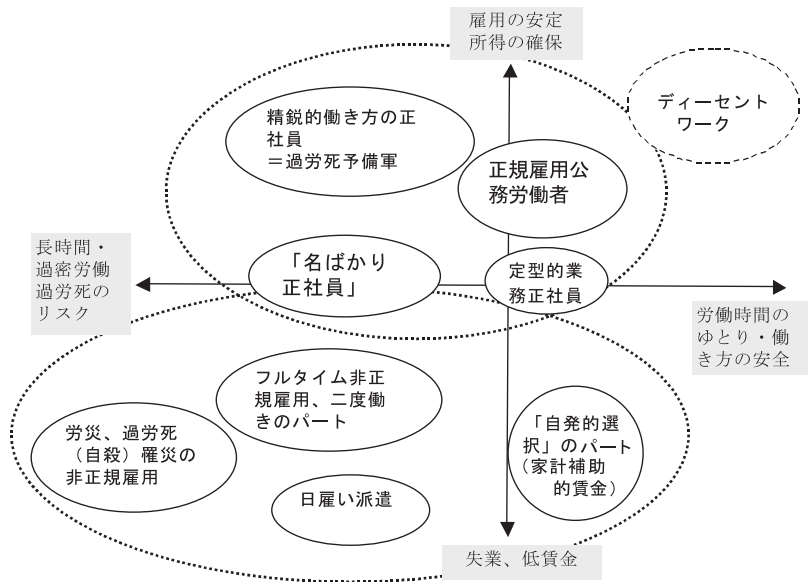


図2 現代日本の雇用と働き方・働かせ方の類型

き方・働かせ方を中心に上記の二次元の労働基準のなかに配置したものである。もちろんこれら以外にも雇用類型が種々存在している。

第1象限は、「労働時間や労働安全衛生」と「雇用の安定・所得」の両面において良質な働き方であるが、ディーセントワークに近い労働者は実際にはきわめて少ない。正規雇用といえども第1象限に属する部分は限られ、大部分は左方(第2象限)に移動している。

第1象限の対極に第3象限に位置する雇用と働き方・働かせ方がある。ここは、雇用の安定、賃金水準、ゆとりある働き方の各面にわたって問題を多くはらんでいるが、いまこの部分が肥大化している。日雇い派遣やフルタイムの非正規雇用、複数のパートを掛けもちする労働者、さらに非正規雇用でありながら労働災害や過労死のリスクを負う働き方を余儀なくされる労働者などである。彼らの多くはワーキングプアでもある⁹⁾。

かつて非正規雇用の主役は家計補助的な女子パートタイマーであったが、近年、派遣労働など間接雇用形態の労働者の増加が顕著になっている(表1)。

派遣労働者の少なくない部分が自分自身の所得で生計を維持する自立型の労働者であるが(表2), 2008年秋以降の恐慌のもとで「派遣切り」の対象となったように, とりわけリスクを多く抱える働き方である。小論ではこの間接雇用に着目する。

第2象限の基幹的正社員は雇用の安定や所得面では問題は少ないが, 過労

表1 雇用形態別労働者数の推移

(単位: 1,000人)

	1997年		2002年		2007年		1997-2007年 増加率(倍)
		%		%		%	
役員を除く雇用者	51,147		50,838		53,263		1.04
正規雇用	38,542		34,557		34,324		-0.11
非正規雇用	12,590	100.0	16,205	100.0	18,900	100.0	1.50
パートタイマー	6,998	55.6	7,824	48.3	8,855	46.9	1.27
アルバイト	3,344	26.6	4,237	26.1	4,080	21.6	1.22
労働者派遣事業所の 派遣社員	257	2.0	721	4.4	1,608	8.5	6.26
契約社員	} 1,991	15.8	} 2,477	15.3	2,255	11.9	-
嘱託					1,059	5.6	-
その他					946	5.8	1,043

(出所) 総務省「就業構造基本調査」(各年版)より作成。

表2 就業形態別, 自分自身の収入で生活をまかなう労働者の割合

(%)

	2003年	2007年
正社員	77.0	84.9
正社員以外	42.8	45.4
契約社員	71.5	68.6
嘱託社員	83.9	85.9
出向社員	92.2	92.4
派遣労働者	59.5	70.5
臨時的雇用者	44.2	53.3
パートタイム労働者	29.6	28.6
その他	57.2	60.3

(注) 選択肢には「自分自身の収入」のほかに, 「配偶者の収入」, 「子供の収入」, 「親の収入」, 「兄弟姉妹の収入」, その他がある。

(出所) 厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」(2003年, 07年)より作成。

死予備軍的働き方という面ではディーセントワークとはほど遠い¹⁰⁾。これと反対に、自発的にパートを選択した労働者は、労働時間やゆとりの面では問題は少ないが、賃金は家計補助的水準にとどまっている(第4象限)。

図2の点線で囲った2つの領域のうち、上部は正規雇用、下部は非正規雇用である。両者が重なる部分に「名ばかり正社員」「周辺の正社員」がある(木下2007)。彼らは正社員であっても実態は非正規雇用とほとんど変わらない働き方を強いられている。

Ⅲ 間接雇用と貧困

1990年代なかば以降、図1・図2の第3象限の雇用と働き方・働かせ方が増加している。もちろん、第3象限に属する雇用類型は一樣ではないが、大きくは不安定就業と特徴づけられる。ここでは今日の不安定就業と貧困を代表するものとして増加が顕著な間接雇用を取り上げよう。

(1) 間接雇用のリスク

中野(2006)の指摘するように、派遣労働というシステムにおいては労働法が定めた労働基準にかかわる諸事項を商契約(労働者派遣契約)によって形骸化するリスクをはらんでいる。労働者派遣法は労働力をレンタル商品化することを容認するとともに、派遣料金と引き換えに派遣元は派遣先にたいして「雇用主責任代行サービス」、「雇用調整サービス」、「コスト削減サービス」などを提供したが、このことは派遣労働者にたいして重大なリスクをもたらしている(表3)。つまり、労働者派遣事業にあつては派遣労働者に不利益となるおそれの高い「サービス」の提供をビジネスの目的としている(伍賀2009a)。

ここで留意したいことは「雇用主責任代行サービス」の実態である。派遣元がこの代行サービスを遂行するために必要な体制を整えていないならば、雇用主責任は空洞化せざるをえない。一般労働者派遣事業の許可基準では派遣業者は、事業所面積が20平米以上あれば業務を営むことが可能である。きわめて零細な業者でも数十人から数百人の派遣労働者の雇用主となることが形式上は可能である(脇田2009)。「雇用主責任代行サービス」は、派遣元と派遣

表3 派遣労働をめぐるサービス・リスク・防止措置

派遣元が派遣先に提供するサービス	派遣労働者に及ぶおそれのあるリスク	リスク防止措置
雇用主責任代行サービス	雇用主責任の空洞化 能力開発の未実施 労働災害の発生	派遣先と派遣元の共同雇用責任 安全措置の厳格化
コスト削減サービス	賃金切り下げ 社会保険の不適用 労働災害の発生	派遣労働者と、派遣先の類似の仕事に従事する正規労働者との均等待遇 安全措置の厳格化
雇用調整サービス	雇用の短期化 雇い止め 雇用契約の打ち切り	日雇い派遣・登録型派遣の禁止 派遣労働者を利用できる事由の限定

(出所) 伍賀 (2009a) 表 1。

労働者との雇用関係の成立という形式を整えることで、雇用主責任を形骸化するリスクをはらんでいる。

ILO第181号条約(1997年採択)が、第96号条約(1949年採択)で禁止していた労働者派遣業を容認した際に、派遣労働者に対する保護措置を細かく規定したのはそうしたリスクを最小限にすることを意図したものと考えられる。

戦後の日本では職業安定法(1947年)によって間接雇用は原則禁止とされた。一定の要件を課して業務請負を容認したが、労働者派遣法の制定以降、1990年代の一連の規制緩和政策のなかでこの基本的方針は大きく転換した。その結果、表3であげた派遣労働をめぐるリスクが現実のものとなっている。

(2) 貧困の具体例

① 雇用調整を自在にできる労働力としての活用

派遣労働をめぐるリスクの顕在化によって派遣労働者は少なからず貧困状態におかれている。その典型を日雇い派遣に見ることができる。日雇い派遣は労働者派遣事業の対象業務が原則自由化される以前は「軽作業請負」「短期業務請負」と呼ばれていたが、実態は偽装請負であった。派遣先企業(ユーザー)は、今日は20人、明日は15人、明後日は25人というように日々変動する仕事量にあわせて派遣労働者の注文を派遣元に出す。派遣先は余分な労働力を抱えておく必要がなくなり、コストの削減が可能となる。以前であれば、

日雇い派遣の仕事は正社員または直接雇用の臨時雇い労働者が担っていた。仕事が少ない日には労働者たちは「今日は楽でよかった」と、束の間の手待ちに得をした気分になっただろう。ところが、企業はいまでは派遣労働を活用することで、そうした「ムダ」をそぎ落とすことができる。このような伸縮自在の雇用調整を派遣労働というシステムは可能にした。ユーザーにとっては大変有り難い仕組みであるが、派遣労働者には「明日の仕事があるかどうかわからない」という大きな不利益を強いることになる。長期の仕事を確認できない日雇い派遣労働者は、翌日の職(食)を確保するために、ネットカフェのパソコンや携帯サイトで日々職探しをしなければならない。このような働き方自体、貧困そのものである。

② 住居の貧困

日雇い派遣労働者の中には住所が一定していないこと、すなわちホームレス状態にある人々もいる。日雇い派遣で得られる所得では住まいを確保するための資金を準備できない。住所がなければ携帯電話を持つことができず、仕事を探すうえで不便であるにとどまらず、より安定した職に移ることもできない。求人に応募しても住所がないと伝えたとたん面接を断られる。「住居」の確保は基本的人権にかかわる根本問題であるが、さしあたり長期の仕事につくための最低限の必要条件である。住まいがないことで日雇い派遣から脱出できず、逆にそうした働き方が住まいの確保を不可能にしている。「雇用・労働の貧困」と「生活・住居の貧困」の悪循環である¹¹⁾。

住居の貧困は、派遣会社の寮で起居する派遣労働者にも共通する問題である。2003年の労働者派遣法改正以降、製造ラインへの派遣が合法化されたことを契機に、北海道・東北・九州・沖縄などの高失業率の地域で労働者を募集し、全国の工場の製造ラインに送りこむ人材仲介業者(派遣や請負業者)が急増した。大手業者は自前で寮を建て、中小業者は民間アパートやマンスリーマンション、ウィークリーマンションなどを借り上げた。派遣労働者はこの寮で生活するのだが、その費用は決して安くはない。ワンルームでも家賃は4～5万円、布団や冷蔵庫のレンタル代や光熱水費もとられる。月額10数万円～20万円に届かない賃金からこれらの経費7～8万円を差し引かれるため、

貯金ができない構造になっている。

こうした状況のもとで、2008年秋以降、「派遣切り」が襲った。派遣先から雇用調整の通告を受けた人材仲介業界では、派遣労働者との雇用契約期間が残っていても解雇を強行し、派遣労働者を寮から追い出す事例があいついだ。自力で住まいを確保できないワーキングプアにとって寮つきの仕事は好都合に思えるが、実は仕事を失うことと住居を失うことがセットになっている大変リスクの高い働き方でもある(伍賀 2009b)¹²⁾。

(3) 間接雇用の規模をめぐって

間接雇用のなかには日雇い派遣に代表されるように、半失業状態の労働者が少なからず含まれている。そうした不安定な働き方自体、貧困そのものであり、同時に所得面でも貧困状態にある。では、今日、間接雇用はどの程度まで膨らんでいるだろうか。このことを明示する雇用統計は存在しないが、その規模は既存の政府統計から把握できる人数をかなり上回るのでないかと考えている。

第1に、派遣労働とともに間接雇用を代表する業務請負の労働者は「労働力調査」(以下、「労調」)や「就業構造基本調査」(以下、「就調」)では把握できない。「就調」の調査対象者用に用意された「調査票の記入のしかた」によれば、請負労働者は「労働者派遣事業所の派遣社員」には含まれないとされている。また、労働者派遣法の適用外業務(港湾運送、建設、警備業務、医療関係の業務)に従事する労働者も派遣社員には含めないとの注意書きもある。それでは、業務請負や、派遣法違反の業務に派遣されている労働者は「就調」や「労調」の雇用形態の分類(「正規職員・従業員」、「パートタイマー」、「アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員」、「嘱託」、「その他」)のうちどこを選択すればよいのだろうか。これらの調査を担当する統計調査員は調査対象者にどのようなアドバイスをしているのだろうか。

間接雇用形態で働く人々は職場では「派遣さん」と呼ばれることが多い。このため、職場における「呼称」で雇用形態を選択する「労調」や「就調」では、請負労働者であっても派遣社員を選択している人もいるだろう。なかにはパートタイマーやアルバイト、契約社員と回答している可能性もある。もし請負

労働者が請負業者の「正社員」であれば、「正規職員・従業員」を選択しているかもしれない。「就調」の集計結果を見ると、雇用形態は「正規職員・従業員」を選択しているにもかかわらず、「従業上の地位」は臨時雇い、あるいは日雇いと回答している人もいる¹³⁾。こうした中に業務請負の労働者が含まれている可能性がある。

厚生労働省「労働者派遣事業の平成19年度事業報告」によれば派遣労働者数は381万人(登録者を含む)、常用換算で174万人である。この数は「労調」や「就調」の「労働者派遣事業所の派遣社員」を上回っており(2007年「就調」の派遣労働者は161万人、表1参照)、当時100万人は下らないと言われた請負労働者が「労働者派遣事業所の派遣社員」の中に多数含まれるとは考えにくい。こうして考えると、間接雇用の労働者は「労調」や「就調」で把握できる派遣労働者数をかなり上回ることが明らかであろう。

第2に筆者が強調したいのは、今日の間接雇用の多くが流動化する労働者であるため、「就調」や「労調」は、調査段階で彼らを十分捉えきれていないのではないかという点である。

「就調」や「労調」では、通常の住居の他に、施設や寮、マンスリーマンションなどの入居者や、ホテルの長期滞在者も調査対象に含めることになっている。「就調」の「調査の手引き」によれば、調査対象は「ふだん住んでいる人」と「ふだん住んでるとみなされる人」に分けられる。前者は、a)「就調」の調査時点(10月1日)ですでに3か月以上住んでいる人、b)最近移ってきてまだ3か月になっていないが、10月1日の前後を通じて3か月以上にわたって住むことになっている人、c)出稼ぎ・旅行・出張などで一時的に自宅を離れている人(ただし、10月1日の前後を通じて自宅を不在にする期間が3か月未満の場合に限る)である。

後者の「ふだん住んでるとみなされる人」は、定まった住居のない人など、10月1日の前後を通じて3か月以上にわたって住んでいる所も住むことになっている所もない人で、このような人については10月1日時点での場所で調査するとされている。この定義に忠実に従えば、ネットカフェや健康ランドなどの商業施設に長期滞在している人たちも「就調」の調査対象に含まれるはずである。しかし、実際に統計調査員がこれらの施設に出向いて調査し

ていると聞いたことはない。後述するが、筆者が訪問した5カ所の自治体ではそうした調査を実施したという「就調」担当者は見あたらなかった。

ここで「就調」の実際の調査手順に沿って考えてみたい。2007年10月に実施した「就調」の場合、まず2005年国勢調査の調査区から全国で約3万の標本調査区を抽出している(第1次抽出単位)。たとえば、東京都の標本調査区は合計1366、大阪府は1033である。少ない所では佐賀県502、福井県491である。

つぎに、その調査区のなかから約45万件の「住戸」を抽出する(第2次抽出)。そのやり方は、まず統計調査員が担当の調査区を歩いて住戸の地図(調査区要図)を作成する。調査区要図は住宅地図のようなものである。調査区要図に基づいて、「抽出単位名簿」を作成するが、表札がかかっている住戸や、不在が多い世帯の場合は名簿に世帯主氏名を記載することは難しい。空き家か、それとも人が住んでいるかすら判別が困難なケースもある(居住者がいるか、空き家かの区分は抽出単位名簿に記載しなければならない)。もし調査区内にホテルがあれば、その客室は抽出単位名簿に記載することになっている。ネットカフェや健康ランドを抽出単位に含めるかどうかについては「調査の手引き」は触れていない。筆者が面談した自治体の調査担当者はこれらは住戸に当たらないと解釈している。そうであれば、これらの施設に長期滞在して日雇い派遣などに従事する人たちははじめから調査対象から除外されることになる。もちろん、公園や駅などで野宿しながら、週に1~2回派遣会社をとおして仕事をしている労働者も対象とはならない。しかし、現実にはホームレス状態にありながら、仕事を求めて派遣労働に携わっている人がいる¹⁴⁾。

ともあれ、こうしてできあがった「抽出単位名簿」をもとに、総務省統計局が定めたルールにそって自治体の「就調」担当者が各調査区ごとに居住者がいる住戸を15件抽出する。全国に約3万調査区があるので、合計45万余の住戸が抽出される。統計調査員はこうして作成された調査対象の住戸を訪問して「就調」調査票を配布し、数日後に回収する。調査のもっとも困難なところは実際に調査票を配布するところから回収するまでの過程にある。オートロックマンションなどの共同住宅、単身者(特に若年)、複数世帯が同居する世帯、外国人労働者世帯などの場合、調査票を渡すことも容易ではなく、調査票を回収するのはさらに困難である。統計調査員は回収時に調査票のチェックを

行い、未記入の箇所があれば記入するように促すが、調査項目によって回答を拒否されることも珍しくない¹⁵⁾。

人材仲介業者(派遣、請負業者)に雇用され、各地を移動する労働者の多くが寮や、会社が借り上げた民間アパートで起居しているが、彼らが調査対象となった場合、どの程度回答しているだろうか。「就調」や「労調」の調査票回収状況について、総務省統計局は一切公表していない。流動化する非正規労働者を「就調」や「労調」がどの程度捕捉しているか、その概略を知るため、筆者は2009年8月から9月にかけて、「派遣切り」が強行されるまで派遣労働者や請負労働者が多数集中していた自治体をいくつか訪問した。県(「労調」担当)や市区町村の統計担当者(「就調」担当)も調査票回収率は明らかにしなかったが、口をそろえて言うのが共同住宅の単身者の調査協力を得ることが非常に困難という点である。共同住宅の集中する調査区では調査票を数件しか回収できないケースもあったという。

派遣会社が借り上げたアパート(寮)が調査対象に抽出された場合も調査は容易でない。夜勤の労働者は昼間は寝ており、夜は勤務で不在となる。寮の一室に見知らぬ者同士2～3人が同居するケースがある。「就調」や「労調」ではこれらはそれぞれ独立した別世帯となる。このため調査対象の「住戸」の数と世帯数とは必ずしも一致しないのだが、これらは調査員が実際に訪問しなければ把握できない。外国人労働者の場合は言葉の壁のため調査はより困難となる。

福井県越前市情報統計課「平成19年就業構造基本調査(越前市)実地調査業務の民間委託実施報告」(2008年3月)にその一端を示す貴重なデータがある(表4)。「ブラジル人地区+(マンスリー賃貸アパート・マンション)」や「ブラジル人在住のオートロックマンションで、派遣会社一括借上げ」を含む調査区の回収率はそれぞれ78.6%、53.3%である。

こうして見ると、「就調」や「労調」で把握できる労働者のほかに、地域を越えて流動する短期雇用の労働者や、一定の住まいを持たずに派遣会社の寮を生活拠点としながら就業と失業を繰り返す労働者が少なからず存在していると考えられる。流動化する非正規労働者が増加するにつれ、政府統計からこぼれ出る人が増えているのではないか。もちろん、総務省統計局ではこれら

表4 「就調」回収率が90%以下の調査区の状況(越前市)

調査区	調査員種類別	回収率	状況	理由
①	市登録調査員1	86.7%	別調査区は100%	
②	市登録調査員2	68.8%	不在2,非協力3,別調査区は100%	
③	S社調査員A	86.7%	非協力2	
④		86.7%	非協力2	
⑤	S社調査員B	78.6%	不在3,別調査区は93.8%	ブラジル人地区+(マンスリー賃貸アパート・マンション)
⑥	S社調査員C	60.0%	不在5,非協力1	オートロックの集合住宅
⑦		86.7%	非協力2	
⑧	S社調査員D	68.8%	不在2,非協力2,別調査区は93.8%	ブラジル人地区
⑨	S社調査員E	53.3%	非協力7,別調査区は93.3%	ブラジル人居住のオートロックマンションで、派遣会社一括借上げ
⑩	S社調査員F	86.7%	非協力2,別調査区は100%	
⑪	S社調査員G	81.3%	非協力3	

(注)S社は「就調」の実施を受託した民間企業である。

(出所)越前市企画部情報統計課「平成19年就業構造基本調査(越前市)実地調査業務の民間委託実施報告」(2008年3月)。内閣府統計委員会のホームページに掲載
(http://www5.cao.go.jp/statistics/wg/wg4/wg4_6/siryou_4.d.pdf, アクセス日時2009年11月30日)。

の誤差を補正する努力をしているであろうが、調査現場の状況を総合すると、そうした補正には限界があるように思える¹⁶⁾。

以上述べたことは、図1・図2の第3象限(あるいは第4象限も一部含まれる)の雇用が「就調」や「労調」から把握できる非正規雇用の規模を相当上回っていることを示唆している。第3象限の雇用はディーセントワークの対極にあって「雇用の質の劣化」を象徴している。1990年代後半から近年まで推進された労働者派遣事業の規制緩和は第3象限の世界を拡大し、これをとおして顕在的失業者の規模縮小を可能にした。それは半失業の増加による顕在的失業の抑制であった。

IV 「労働する権利」と「失業する権利」の保障

雇用・失業に関して、日本がドイツやフランスなど西欧の福祉国家と異なる点は、「相対的に低い失業率, 高い不安定就業比率, 高い相対的貧困率」と

いうところにある。失業率が低いということは日本の失業状況が西欧諸国に比較して、よしましであることを意味しない。日本では「失業する権利」あるいは「失業する自由」が保障されていないため、たとえ劣悪な条件の仕事であってもそこで働くほか生きるすべがない¹⁷⁾。新規学卒者や離職失業者は職を求めて図1の第3象限の働き方を甘受することを強いられている。「失業する自由」がないことは非正規・不安定就業が膨大な規模で形成される基盤である(伍賀2009c)。

こうした事態は正規雇用の働き方にも影響を及ぼさずにはおかない。ひとたび職を失ったり、非正規雇用になると、正社員に復帰することが容易でないという現実正規雇用の人びとに「自発的な」過度労働に向かわせるのに十分な圧力となる。「週40時間、1日8時間労働」の形骸化、サービス残業の横行に象徴されるように、働き方・働かせ方の基準(労働基準)をあいまいにしてきたことも、正社員の働き方に対する失業者や不安定就業労働者の圧力をより強くしている(伍賀2008)。近年のワーキングプアの増加は、正規雇用の「過労死予備軍的働き方」と一体で進行している。

そこで、いま急がれるべき課題は第1に、求職者が第3象限への就労を拒否できる自由、「失業する権利」を確立することである。具体的には、西欧先進国に比較し貧弱な失業保障を、給付要件および給付日数の両面で改革することが求められる。失業者であっても人間としての尊厳を維持できる生活を確保されなければならない。

第2に、図2の第3象限の働き方を縮小すべく、労働基準を整備することである。労働力のレンタル商品化を容認した労働者派遣事業の規制と最低賃金制の実質化は最優先の課題である。同時に、労働時間の規制は、第2象限および第3象限の働き方を右方にシフトさせ、過労死予備軍的働き方を改革するうえで必須の要件である。中期的課題としては、長時間残業を合法化する根拠となっている労働基準法第36条を廃止し、残業を含む一日あたりの労働時間の上限を設定することを提起したい。これはまた、苦役としての労働を、人間発達の条件としての労働に転換するための前提条件である。

第3に、図2の第1象限の雇用を創出することも大切である。ILOがすすめる「ディーセントワーク」は、「労働時間や労働安全衛生」と「雇用の安定・所

得」の両面において良質な働き方であるが、そうした職を新規に作り出す試みは、労働する権利の確保のうえでも不可欠である。民主党政権は介護・福祉、教育、農業、環境分野の新規雇用機会の創出を課題にかかっているが、それは第1象限に位置するものでなければならない。介護労働の現実には、介護報酬の低水準に規定されて、新規に正規雇用として入職した若者が短時日のうちに離職を余儀なくされるほど、低い労働条件にある(図2の正規雇用と非正規雇用が交わる部分に位置する)。そうした現状の改善なしには失業者を引きつけるだけの雇用機会とはならないだろう。

しかし、さまざまな条件のもとにある求職者がただちに第1象限の職につくことは現実に困難である。そうした場合には国家自ら雇用機会を設けること、すなわち公的就労事業(失業対策事業)の再構築に取り組まなければならない¹⁸⁾。「失業する権利」の保障とは不安定な就労を強いられない権利(自由)の保障であって、仕事のない状態のまま長期にわたって留め置くことではない。「労働する権利」の保障と一体で追求すべきである。

文献一覧

- 稲葉 剛(2009)『ハウジングブア』山吹書店
- 井村喜代子(1958)「窮乏化論」遊部久蔵編著『資本論』研究史』ミネルヴァ書房
- 岩田正美(2008)「貧困研究に今何がもとめられているか」『貧困研究』vol.1
- 宇都宮健児・湯浅誠編(2009)『派遣村——何が問われているのか』岩波書店
- 江口英一(1979)『現代の「低所得層」』(上), 未来社
- (1980a)『現代の「低所得層」』(中), 未来社
- (1980b)『現代の「低所得層」』(下), 未来社
- 江口英一・川上昌子(2009)『日本における貧困世帯の量的把握』法律文化社
- 金子ハルオ(1963)「現段階での窮乏化法則」『マルクス経済学講座』第2巻, 有斐閣
- 加藤佐治(1991)『現代日本における不安定就業労働者』(増補改定版)御茶の水書房
- 木下武男(2007)『格差社会にいどむユニオン』花伝社
- 伍賀一道(2008)「非正規雇用の増大とワーキングブア」『時代はまるで資本論』昭和堂
- (2009a)「派遣労働は働き方・働かせ方をどのように変えたか」『大原社会問題研究所雑誌』No.604
- (2009b)「『派遣村』から見る現代の貧困」『医療・福祉研究』第18号
- (2009c)「雇用・失業の視点から見た現代の貧困」『貧困研究』vol.3

- (2009d)「非正規雇用の増大とワーキングプア」『経済統計学会労働統計研究部会報』No.8
- (2010a)「雇用と働き方・働かせ方から見たワーキングプア」社会政策学会『社会政策』第1巻4号
- (2010b)「規制緩和による雇用と働き方・働かせ方の変容」『労務理論学会誌』19号
- 重田澄男(1990)『資本主義と失業問題 —— 相対的過剰人口論争』御茶の水書房
- 高梨 昌(1980)『『不安定雇用労働者』の労働市場と雇用政策』『不安定就業と社会政策』(社会政策学会年報 第24集)御茶の水書房
- (1985)「労使は発想の転換を」『週刊労働ニュース』1985年1月1日号
- 都留民子(2009)「『福祉国家』はゆらいているか —— フランスの失業・貧困とその対策」『経済』2009年9月号
- 中野麻美(2006)『労働ダンピング —— 雇用の多様化の果てに』岩波書店
- 宮本憲一(1976)「貧困化論をめぐる理論的諸問題」『新マルクス経済学講座』第6巻
- 湯浅 誠(2008)『反貧困 —— すべり台社会からの脱出』岩波書店
- 脇田 滋(2009)「労働法の規制緩和と非正規雇用 —— 労働者派遣法を中心に」『日・韓非正規労働フォーラム2009(予稿集)』(開催地：韓国中央大学校)

注

- 1) 日本の相対的貧困率は1998年14.6%, 2001年15.3%, 04年14.9%, 07年15.7%と推移している。07年の相対的貧困率はOECD加盟国でメキシコ, トルコ, 米国に次いで4番目に高い。OECD加盟国の平均は10.6%である。
- 2) 九州産業労働科学研究所(戸木田嘉久著)『失業者 —— カンテラは消えず』(五月書房, 1955年)は中小炭鉱を中心とする失業者の労働と生活実態を克明に調査分析した名著である。また, 1960年に刊行された『現代日本の底辺』(三一書房)は次のような労働者を取り上げている。浮浪者, パタヤ, 行商人, 露天商, 家庭内職, 日雇労働者, 水上生活者, 店員, 働く子どもたち, 社外工, 臨時工, 女中, かみかぜ運転手, 下層セールスマン, 家内工業の労働者, 川口の鋳物工, 炭鉱労働者, ドサ廻りの売薬人など。
- 3) 雇用審議会答申第7号(1965年)は, 「不安定な雇用形態の改善」を雇用政策の課題として取り上げている。具体的には「臨時雇用, 社外工(下請組夫を含む), 季節出稼ぎ労働等常用雇用形態以外の雇用形態については, 広い範囲にわたって系統的にその実態を明らかにし, 就業している場の企業の常用労働者と同種の労働に従事するのはできるだけ常用雇用形態化する等の改善をはかること」を打ち出している。
- 4) 江口(1979)は以下のように述べている。

「まずはじめに結論的にいえば, ここでの『低所得階層』は資本主義経済の拡大再生産の過程から必然的に出てくるところの, いわゆる相対的過剰人口, とくにその『固

定した過剰人口』によって形成されるものである。もともと『社会階層』なる概念は、長期のタームであり、それ自身で長期に再生産・継続されていることがその概念のなかにふくまれているとおもうが、その中の下層の社会階層、すなわち『低所得階層』に、現代資本主義の下での相対的過剰人口、とくにいわゆる『固定した過剰人口』層がむすびつき、形成されたものである。したがって『低所得階層』に属する人口、とくにその中心をなす就業可能な部分は、相対的過剰人口－実質的失業者とよいてよいのである。もちろん『低所得階層』は、現実の資本主義国の場合、あらゆる色合いの人々をふくむ。その中にはほとんど労働能力を失ったもの、はじめからないもの、病人、身障者、老人、母子等々もふくまれ、まことにさまざまである。またその中には被用者ではなく、小農家、小商店主をはじめとする自営業者もふくまれる。また浮動的なサービス従業者や浮浪者、住所不定者までがふくまれるだろう。これらの多くは、文字通りの意味での、はっきりした過剰人口－失業ではない場合もある。だがこのような労働無能力者、社会的脱落者までをふくめて、全体は“さまざまな色合いをもつ相対的過剰人口”とよいてよい(32ページ)。なお、同書のなかで江口氏は「働いている生活困窮者」をworking poorと呼んでいる。

- 5) 労働者派遣法改正に向けた2009年秋以降の労働政策審議会職業安定分科会労働力需給制度部会の論点整理のなかには、労働者派遣事業の規制を強化すると「派遣を望む人のニーズに応えられなくなる。」という点が上げられている。
- 6) たとえば、重田(1990)を参照されたい。
- 7) 「資本の蓄積が、一方では労働にたいする需要を増大させるとすれば、他方では労働者の「遊離」によって労働者の供給を増加させるが、それと同時に、失業者の圧迫が就業者により多くの労働を流動させるよう強制し、したがってある程度、労働供給を労働者供給から独立させる。この基盤の上における労働の需要供給の法則の運動は、資本の専制支配を完成する」(Ebenda, S.669 / 前掲訳書, 1099ページ)。
- 8) 「労働者階級のさまざまな層にたいして労働が年齢と性にくさく等級別に再配分されるならば、現在の規模で国民的生産を継続していくには、現存の労働者人口では絶対的に不十分であろう。現在『不生産的』な労働者の大多数が『生産的』な労働者に転化されなければならないであろう」(Ebenda, S.666 / 前掲訳書, 1094ページ)。
- 9) 総務省「就業構造基本調査」(2007年)によれば、ワーキングプアの目安とされる年間所得200万円未満層は1677万人、「役員を除く雇用者」(5189万人)の32.3%を占める。このような低所得層の増加は非正規雇用の増加がもたらした結果でもある。非正規雇用の4分の3は年間所得200万円未満層からなる(ただし、15歳～24歳の在学者を除く)。ただしこの中には扶養家族にとどまるために自ら就労調整をする労働者も含まれる。
- 10) 男性正社員のうち(ただし年間就業日数200日以上)、週60時間以上就労する労働者の比率を見ると、1997年時点では11.7%であったが、2002年17.4%、07年には18.8%に増加している(「就業構造基本調査」)。1週60時間以上の労働は1年間で3000時間以

上となり、これは厚生労働省が認めた過労死認定基準と同等か、またそれを上回る働き方である。このような長時間就労する男性正社員は20代および30代で目立って多い。これは、この年齢階層でとくに精神障害による労働災害認定者が多いことと密接に関連していると考えられる。

- 11) 稲葉(2009)は以下のように述べている。「住宅と雇用の二つの同心円は相互に関連しあっており、片方の遠心力が強まると、もう一方の遠心力も強化される。不安定就労の増大はアパート生活を維持できない人を大量に生み出し、いったんアパートを手放してしまうと、住民票の取得が困難となるため、安定した雇用は望めなくなる」(162ページ)。
- 12) 冒頭でも触れた「年越し派遣村」は、2008年秋以降の「派遣切り」、「非正規雇用切り」が労働者の生命の危機をもたらすほどの暴力性を持っていることを明らかにした。派遣村にたどり着いた労働者の中には衰弱がひどく救急車で病院に搬送される人も出たとのことである(宇都宮・湯浅 2009)。「派遣切り」「非正規雇用切り」を強行した派遣先はそうしたことに想いを致す想像力が欠けていた。
- 13) 「就調」(2007年)によれば、「雇用形態」で「正規職員・従業員」を選択した人たちの「従業員上の地位」は「一般常雇」3415.4万人、「臨時雇」9.1万人、「日雇」7.9万人である。
- 14) 筆者自身、2009年10月、金沢駅地下でこのような人から話しを聞く機会があった。
- 15) ちなみに「就調」の2002年調査と2007年調査を比較すると、5年間で「分類不能の職業」が正規雇用で41.9万人、非正規雇用で44.3万人増えている。この中には回答拒否が相当数含まれていると考えられる。
- 16) Ⅲ(3)は伍賀(2009d)による。
- 17) 都留(2009)は、フランスの「高い失業率と低い貧困率の背景」、「失業の権利」を考察した示唆に富む論考である。
- 18) 今日の公的就労事業として、部分的にはあるが、2009年度の補正予算で実施された「緊急雇用創出事業」や「ふるさと雇用再生特別基金事業」がある。